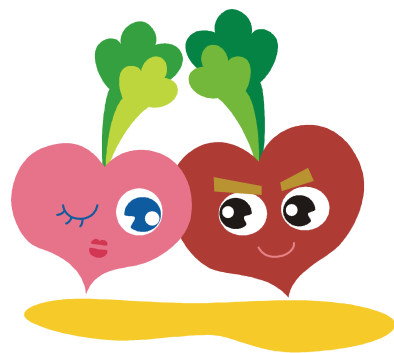


年金友の会会員様限定



定額式定期積金

「すこやか定積」

販売対象	個人のお客様で当JAに各種年金振込口座をお持ちの方
掛込期間	12ヵ月（1年）・24ヵ月（2年）
掛込間隔	1ヵ月又は2ヵ月
掛込金額	1回 10,000円以上
掛込方法	年金振込口座からの自動振替
適用利率	定期積金店頭表示利率に下記の利率を上乗せします。

《上乗せ利率》

店頭表示 + 年0.05% 

中途解約時の取扱い

満期日前に解約する場合は、当JA所定の中途解約利率を適用します。

*上記以外は、定期積金規定を適用いたします。



☆詳しくはJA窓口にてお問い合わせ下さい。

JA鳥取いなば

商品概要説明書

(平成25年4月1日現在)

1. 商品名	・年金すこやか定期積金
2. 販売対象	・個人（年金受給者）
3. 期間	・定額方式（12ヵ月・24ヵ月）
4. 払込方法 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	<ul style="list-style-type: none"> ・契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。 ・掛込周期は1ヵ月、2ヵ月のいずれかとし、一括での払込はできません。 ・1回当たり 10,000円以上 ・1円単位
5. 支払方法	・約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して契約給付金を払い戻します。
6. 給付補填金 (1) 適用利率 (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手	<ul style="list-style-type: none"> ・契約時における定期積金店頭表示利率に年0.05%を上乗せした利率を満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利率を乗じて計算します。 ・20%（国税15%、地方税5%）※の源泉分離課税となります。 ※平成25年1月1日～平成49年12月31日までの間は、20.315%（国税15.315%、地方税5%）となります。 ・店頭の金利表示ボードに表示しています。
7. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息相当額とともに払い戻します。 （1）初回掛込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日における普通貯金利率 （2）初回掛込日から解約日までの期間が1年以上の場合 契約時の約定利回り×60% 〔ただし、解約日における普通貯金利率を〕 下限とします。〕
8. 貯金保険制度 (公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> ・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
9. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店窓口または金融部金融企画課（電話：0857-37-0525）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、鳥取県農業協同組合中央会が設置・運営する鳥取県JAバンク相談所（電話：0857-21-2600）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部金融企画課または鳥取県JAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>岡山弁護士会岡山仲裁センター（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記鳥取県JAバンク相談所にお申し出ください。）</p>
10. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または当初契約時の店頭表示の年利回り（年365日の日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。 ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。